

# 港湾局所管のいわゆる「その他施設費」に係る 新規事業採択時評価実施要領細目

## 第1 目的

港湾局の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領」に基づき、本実施要領細目を定める。

## 第2 新規事業採択時評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2 関連）

対象とする事業は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、港湾局の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・ 維持・管理に係る事業
- ・ 災害復旧に係る事業
- ・ 試験研究機関の施設・設備等他の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・ 条約等国際間の取決めに基づき実施される事業
- ・ 極少額の事業（5,000万円以下の事業）
- ・ 調査に係る事業

## 第3 新規事業採択時評価を実施する事業（実施要領第3 関連）

評価を実施する事業は、港湾局の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、新たに事業費を予算化しようとする事業とする。

評価の対象は、個別の施設に対して実施するのではなく、特定の機能を発揮するために必要な一連の施設群をまとめたプロジェクトに対して実施する。

## 第4 新規事業採択時評価の手法（実施要領第5 関連）

評価の実施に当たっては、「港湾局所管の「その他施設費」による整備事業の費用対効果分析マニュアル（平成23年6月）」に基づくものとする。

## 第5 施行

- （1） 本実施要領細目は、平成23年7月5日から施行する。